

厚生労働省では、平成13年1月の省庁再編に伴い改定した「健康危機管理基本指針」に基づき必要な体制を整備し、健康危機管理に取り組んでいます。

具体的には、平素から、関係部局や施設等機関においては、情報の的確な把握及び対策の検討のため、地方支分部局、内外の研究機関、都道府県、研究者等を通じて広範かつ迅速な情報収集に努めるとともに、厚生労働省内に部局横断的な組織として「健康危機管理調整会議」(※注)が設置されています。幹事会と合わせて定期的に、厚生労働省の関係部局が連携をして、感染症、食中毒、医薬品、飲料水汚染などによる健康被害についての情報交換を行うとともに、迅速かつ適切な健康危機管理を

実施するための円滑な調整を行っています。

加えて、休日夜間を含めた連絡体制を確立するとともに、万一重大な健康被害が発生し、またはそのおそれがある場合には、直ちに「健康危機管理調整会議」を招集し、対策本部の設置、職員や専門家の現地への派遣、国民に対する健康危険情報の提供など、必要な対応策を講ずることとしています。

また、地域における健康危機管理体制を確保するため、都道府県等の職員を対象とした研修を毎年度実施しています。

これらの健康危機管理に係る業務を総括する部署として、大臣官房厚生科学課に健康危機管理対策室が設置されており、各部局連携の下で迅速な対応をしています。

(※注)健康危機管理担当部局(医政局、健康局、健康局国立病院部、医薬品局、医薬品局食品安全部及び労働基準局安全衛生部)及び国立感染症研究所等の厚生労働省所管の研究機関により構成。

### 健康危機管理の具体的な事例

健康危機管理調整会議の主な対応事例としては、これまで、平成10年の和歌山市の毒物カレー事件に端を発した毒物等を使用した事件の続発や平成11年の株式会社ジー・シー・オーの東海村ウラン加工工場における臨界事故への対応などがあります。

以下では、最近の主な健康危機管理対策事例について紹介します。

#### 「インフルエンザ対策」

平成10年度冬季は、国内で高齢者を中心に1000人を超えるインフルエンザによる死亡者が出るなど、国内で大規模な流行がみられました。そのときに得られた教訓から、本格的な流行シーズン前に関係部局の意思統一や一体的な対応を図っていくために、健康危機管理調整会議の下に「インフルエンザ総合対策連絡会議」を設置し、以来、毎年、インフルエンザが流行する季節に備えて対策を検討しています。

#### 「生物化学テロ対策」

厚生労働省では、平成12年8月に、政府に關係省庁による「NBCテロ対策会議」(※注)が設置されたことを受け、同月、健康危機管理調整会議の下に關係部局から構成される

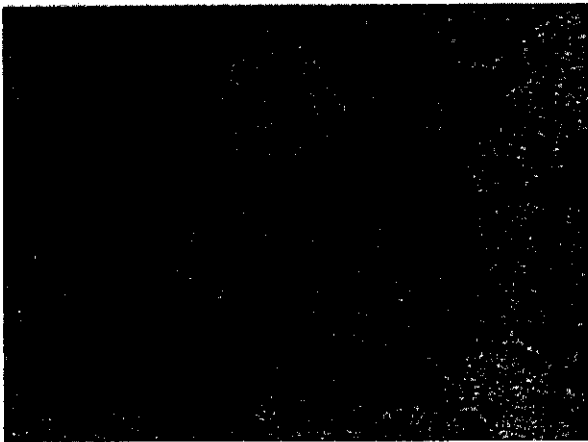
「厚生労働省NBCテロ対策連絡会議」を設置するなど、平素から、生物化学テロ対策に取り組んできました。

近年、平成13年の米国の炭疽菌事件、本年3月20日に始まった米国等の対イラク武力行使等により、日本国内においても生物化学テロへの懸念が高まりをみせる中、厚生労働省では、「厚生労働省イラク関係問題対策本部」(本部長：厚生労働大臣)を設置して対応を強化する等の措置を講じました。

現在、国内でのテロ発生に備えた対策として、感染症指定医療機関、災害拠点病院等の医療機関の整備、医療機関等に対する情報提供及び研修の実施、都道府県等における発生の体制整備、医薬品等の確保等を実施しています。今後もし引き続き、内閣官房等の關係省や都道府県等地方自治体と連携して、テロ対策に取り組んでまいります。

(※注)NBCテロ：「核物質、生物剤及び化学剤による大量殺傷型テロ」(N=Nuclear, B=Biological, C=Chemical)

「重症急性呼吸器症候群(SARS)対策」



顕微鏡で見たSARSウイルス:WHOホームページより

重症急性呼吸器症候群(SARS)の集団発生が世界各地で報告されている状態に鑑み、従来から行ってきた対策に加え、必要な総合的施策を効果的かつ迅速に遂行しうるよう、厚

生労働省に厚生労働大臣を本部長とする「重症急性呼吸器症候群(SARS)対策本部」を平成15年4月8日に設置しました。これまでも国民への情報提供、

海外渡航に関する助言、検疫所における対応強化、医療提供体制の整備等の様々な対策を講じています(詳しくは厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp>)をご覧ください。

今後とも、関係省庁や地方公共団体と緊密に連携を図りながら、重症急性呼吸器症候群(SARS)の国内への侵入とまん延防止に向けて万全を尽くしてまいります。

# 介護予防の新しい動き

## 老健局計画課

高齢者が住み慣れた地域社会の中で生きがいをもって生活を送ることができるよう支援していくことは、急速な高齢化が進行する我が国においてとても重要なことです。

このため、介護保険制度をはじめとする高齢者保健福祉施策の一層の充実に向けて、様々な取組が進められています。活力的な高齢社会を実現していくためには、介護保険サービスと介護予防施策を車の両輪のように進めていくことが重要です。

平成12年度から実施されている「介護予防・地域支え合い事業」(平成14年度までの名称は「介護予防・生活支援事業」)は、3217の市町村(平成15年5月調)で実施され、介護予防施策の中心的な役割を担っています。

### 介護予防・地域支え合い事業

#### (1)目的

在宅の高齢者が、できる限り寝たきりなどの要介護状態にならないようにするともに、住み慣れた地域社会の中で自立した生活を送ることができるよう、市町村が地域の実情に応じ、効果的な介護予防対策や、高齢者を取り巻く地域社会の支え合い(共助)に基づく生活支援対策などの各種事業等の推進を図ることです。

#### (2)事業内容

主な事業の内容を紹介すると以下のとおりです。

#### ①生活支援事業

高齢者が住み慣れた地域社会の中で自立した生活を送れるよう支援するための事業。

「外出支援サービス事業」「軽度生活援助事業」など。

#### ②介護予防・生きがい活動支援事業

高齢者ができる限り要介護状態になつたり、状態が悪化することがないようにするための事業。

「介護予防教室」「食」の自立支援事業」など。

#### ③家族介護支援事業

高齢者を介護している家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の維持向上を図るための事業。

#### 「家族介護教室」など。

国は、これらの事業を市町村が行う場合、2分の1の補助を行います。平成15年度の厚生労働省の予算額は450億円です。

#### (3)平成15年度からの新しい取組

平成15年度より、市町村が実施する新規のメニューとして以下の2つの事業を追加しました。

#### ①高齢者筋力向上トレーニング事業

#### ア事業の趣旨

高齢期においては、加齢に伴う筋力の低下や平衡感覚の低下等により、転倒、骨折するケースや、体力の低下に伴い外出が億劫になり、閉じこもるケースが多く見られます。



筋力トレーニングの例

これらの大きな原因の一つは、筋力、柔軟性、バランス能力の低下であることから、転倒骨折及び閉じこもり防止のための専門プログラムとして、医師、理学療法士、健康運動指導士等の専門スタッフによりアセスメントを行った上で、高齢者向けのトレーニング機器を使用し、筋力を付け、柔軟性を養い、バランス能力を向上させるための包括的トレーニングを行うものです。

このプログラムは、

a 効果が数値など目に見える形で現れる他、利用者が体力の変化を自覚できるので、利用者の意欲向上に容易につながる

b 仲間と一緒に機器を使用し、利用者が楽しみながら運動でき、長

続きする  
といった特色があります。

これにより高齢者の運動機能の向上をもたらし、寝たきり等の要介護状態になることを防ぐものです。

イ 事業内容

専門スタッフにより、次の項目を実施します。

a 対象者一人一人の心身の状況のアセスメントと個別運動プログラムの作成

b 筋力トレーニングの実施

c トレーニング効果等のフォローアップ

※筋力トレーニングには、高齢者が無理せず行えるよう、改良された各種のトレーニング機器を使用

② 足指・爪のケアに関する事業  
ア 事業の趣旨

趾間の保清や爪のケアは、セルフケアとして日常生活の中でごく当たり前に行われていると考えられています。

しかし、足指・

爪のケアの重要性を認識せず、ケアが行き届かなくなったり、間違ったケアを行っていること、爪の変形や感染症

の発生に由来して、

a 歩行時の痛みによる歩行の躊躇から外出しなくなる

b 歩行時・起立時の重心の偏りによる転倒事故や足・腰関節の障害の発生等の弊害を生ずることがあります。

このような事態を未然に防止するために、高齢者本人、家族及び介護従事者等に対し、足指・爪のケアの重要性についての知識と適切なケアの方法を広く普及させるものです。

イ 事業内容

○ 足指・爪ケア教室等の開催

地域の高齢者とその同居家族、保健福祉関係者及び施設従事職員等を対象として、定期的に足指・爪のケア教室等を開催し、ケアの重要性と

適切なケア方法の普及を図ります。

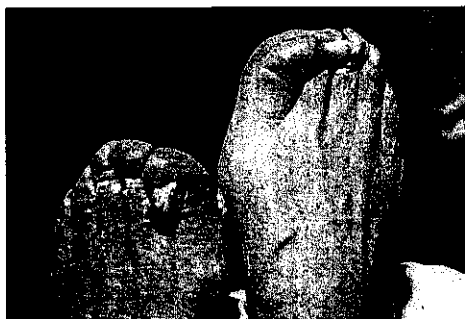
○ 普及啓発パンフレット等の配布

足指・爪のケアの重要性に関するパンフレット等を作成し、家庭や高齢関係施設等に配布します。

介護保険制度が施行され3年が経過しましたが、要介護者の増加(特に、要支援・要介護1の大幅な増加)が見受けられます。こうした状況に対し、

① 高齢者が要支援や要介護にならないようにすること、また、② 要支援・要介護になった高齢者の状態を維持・改善することは、今後、一層重要になる課題であり、介護予防について更なる取組を進めていくことが大切です。

足指・爪のケアの例



ケア前



ケア後

# 「心の健康づくり」について

社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課

## はじめに

「21世紀は心の時代」と言われています。高度経済成長期を終え、物質的な豊かさを手に入れた我が国において、いきいきと自分らしく心豊かに生きるための重要な条件として心の健康は、非常に関心を持たれるようになってきました。また、少子高齢化、核家族化、バブルの崩壊、価値観の多様化など、人々をとりまく環境の急激な変化は、人々に過度のストレスを持たすことも少なくなく、個々人が心の健康の重要性に気づかされる機会も増えてきました。

実際、心の健康問題は確実に増加しています。例えば、厚生労働省患者調査によるとうつ病に関する患者数は、平成8年で43万人であったのが、平成11年には44万人となりました。また、早世と障害をあわせた社会全体の病気による負担を表す障害調整生存年(DALY)では、うつ病が全体

の9.8%(1993年)と第2位の疾病負荷であり、うつ病を含めた心の病は「がん」や「循環器疾患」と同様

の9.8%(1993年)と第2位の疾病負荷であり、うつ病を含めた心の病は「がん」や「循環器疾患」と同様

の9.8%(1993年)と第2位の疾病負荷であり、うつ病を含めた心の病は「がん」や「循環器疾患」と同様

の9.8%(1993年)と第2位の疾病負荷であり、うつ病を含めた心の病は「がん」や「循環器疾患」と同様

の9.8%(1993年)と第2位の疾病負荷であり、うつ病を含めた心の病は「がん」や「循環器疾患」と同様

の9.8%(1993年)と第2位の疾病負荷であり、うつ病を含めた心の病は「がん」や「循環器疾患」と同様